

なにわの伝統野菜認証要領の運用について

(目的)

第1 この運用は、なにわの伝統野菜認証要領によるなにわの伝統野菜認証の運営に関する事項を定める。

(定義)

第2 要領第2の(2)の規定による苗、種子等の来歴が明らかで大阪独自の品目、品種であるとは、次の要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所から種子の提供をうけたもの及びその種子から自家採種したものであり、自家採種については地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所から提供を受けた原種から1回のみとし、原種は毎年提供を受け、毎年、種子を更新するものとする。

但し、難波葱については要領第6の(2)に基づくものとする。

(2) 在来品種を自家採種したもの。

(3) なにわの伝統野菜の苗、種子を販売する種苗店から購入したもの。

2 地域の組織等で苗や種子を一元的に管理し維持されている品目、品種について、その地域以外の者が栽培に係る認証マークの使用申請を行う場合は、当該品目、品種を維持管理している地域の組織等から苗や種子の譲渡を受けることを承認の要件とする。

(認証マーク)

第3 要領第4の1の規定による認証マークの使用方法は、なにわの伝統野菜生産者が伝統野菜を出荷するための容器、包装物又は伝統野菜に表示、添付することができるものとする。

2 要領第4の2の規定による認証マークの使用方法は、なにわの伝統野菜生産者以外の者がなにわの伝統野菜の使用をPRするために作成する印刷物、看板、包装物等に認証マークを表示、添付することができるものとする。

(認証マークの使用申請)

第4 要領第5の1の規定による認証マークの使用申請を行うことのできる生産者は次のいずれかの者とし、生産物は府内で生産された伝統野菜に限る。

(1) 府内に居住する生産者

(2) 府内に居住する生産者で組織する集団

2 要領第5の1の規定による認証マークの使用申請は次により行う。

(1) 認証マーク使用対象となる伝統野菜の原産地である市町村内に住所を有する生産者が、当該市町村原産の伝統野菜を生産し、当該市町村が作成する独自の認証マークの使用申請を併せて行う場合は、当該市町村及び各農と緑の総合事務所農の普及課を経由して知事に申請するものとする。

(2) 前号以外の場合にあっては、各農と緑の総合事務所農の普及課を経由して、知事に申請するものとする。

(3) 協議会から知事への申請書提出時期は、毎年2月1日～2月末日、8月1日～8月末日の年2回とし、(1)の場合は市町村、(2)の場合は各農と緑の総合事務所農の普及課まで必要書類を提出する。

3 要領第5の2の規定による認証マークの使用申請を行うことのできる生産者以外の者のうち加工業者については次のいずれかの者とする。

(1) 府内に事業所を有しつつ、府内に所在する製造所等で加工品を生産又は製造している者

(2) 要領第1条の目的を達成するため、知事が適當と認める者

- 4 要領第5の2に規定による認証マークの使用申請は次により行う。
 - (1) 府の認証マークと併せて市町村独自の認証マークの使用申請を行う場合は、当該市町村を経由して知事に申請するものとする。
 - (2) 前号以外の場合にあっては、直接知事に申請するものとする。
 - (3) 申請書提出時期は、毎年3月1日～3月15日、9月1日～9月15日の年2回とし、この間に(1)の場合は市町村、(2)の場合は農政室推進課まで必要書類を提出する。
- 5 要領第3の2の規定により対象品目として新たに追加された品目については、その品目の栽培時期や出荷時期を考慮した上で、第4の2の(3)および第4の4の(3)に規定する時期によらず申請できるものとする。ただし、この申請による申請書提出時期は新たに追加された品目の認証日から数えて30日以内とする。

(実績報告)

第5 要領第6の1の(3)の規定による実績報告は次により行う。

- (1) 府の認証マークと併せて市町村独自の認証マークの使用承認を受けた場合は、当該市町村及び各農と緑の総合事務所農の普及課を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 前号以外の場合にあっては、各農と緑の総合事務所農の普及課を経由して、知事に提出するものとする。
- (3) 実績報告は毎年提出するものとし、認証後次年度の6月末日まで及びその後1年間ごとに栽培の終了した品目について、毎年度7月末日までに(1)の場合は市町村、(2)の場合は各農と緑の総合事務所農の普及課に提出する。

2 要領第6の2の(2)の規定による実績報告は次により行う。

- (1) 府の認証マークと併せて市町村独自の認証マークの使用承認を受けた場合は、当該市町村を経由して知事に提出するものとする。
- (2) 前号以外の場合にあっては、直接知事に提出するものとする。
- (3) 実績報告は毎年提出するものとし、認証後当年度の3月末日まで及びその後1年間ごとに使用した内容について、次年度の4月末日までに(1)の場合は市町村、(2)の場合は農政室推進課に提出する。

附 則

この運用は、平成17年9月6日から施行する。

平成18年5月29日 一部改正。

平成24年3月27日 一部改正。

平成29年7月31日 一部改正。

令和5年5月17日 一部改正。

令和6年2月7日 一部改正。